

## 教職員の不祥事について

### 【処分の状況】

	被処分者	処分	処分日	概要
1	小学校教員	免職	H26. 2. 13	<p>当該教諭は、平成25年7月中旬頃、学校管理の本4冊（時価合計約5,600円相当）を数回にわたり窃取した疑いで、逮捕、起訴され、同日横浜簡易裁判所より罰金50万円の略式命令を受けた。</p> <p>この他に、当該教諭は校内の他の本5～6冊、児童の落し物の衣類約10点、絵の具等教材見本約10点も同様に校内から持ち去り、ネットオークションにかけ売却し利益を得ていた。</p>
2	小学校教員	停職 6月	H25. 12. 24	<p>当該教諭は、平成25年10月21日（月）から平成25年11月21日までの間、要勤務日にして23日間に渡り正当な理由なく欠勤を続けた。</p> <p><b>【同日付依願退職】</b></p>
3	中学校教員	停職 2月	H26. 1. 15	<p>当該教諭は、平成25年8月31日午後11時50分頃、帰宅途中の港南区内路上において、被害者に対し下半身を露出する卑猥な言動を行った。平成25年10月22日、港南警察署は、神奈川県迷惑行為防止条例違反容疑で、当該教諭を横浜地方検察庁へ書類送致した。平成25年11月22日、横浜地方検察庁は不起訴とした。</p> <p><b>【同日付依願退職】</b></p>
4	中学校教員	減給 3月	H26. 1. 27	<p>当該教諭は、平成24年9月16日（日）から平成25年9月24日（火）までの間、顧問を務める運動部に所属する女子生徒に救護措置を行う際、当該生徒の身体に触れる等の行為を複数回行い、強い不快感を抱かせた。</p>
5	小学校教員	戒告	H26. 1. 27	<p>当該主幹教諭は、平成24年度中に、当時担任をしていたクラスの児童に対して、側頭部を両手の握り拳で挟み圧迫する行為や、着席している当該児童に対し、片側の頬が机の天板についた状態で、反対側の側頭部の上から握り拳を押し付ける体罰行為を行った。</p> <p>また、当該児童を戒めるために、授業中に下級生の教室の前まで連れて行く行為、ランドセルを廊下に投げる行為等の不適切な指導を行った。</p>